

倉敷民商弾圧事件

それ以上の引き延ばしを許してはならない!

第12回 無罪を勝ち取る愛知の会総会

2025年 11月23日 (日)

14:00

労働会館東館ホール

金山総合駅から徒歩10分 熱田区沢下町9-7

反撃の時!

<入場無料>



原田隆弁護士



禰屋町子さん

倉敷民商事件とは 2014年1月から2月にかけて、倉敷民商の事務局員である禰屋町子(ねやまちこ)さんを、脱税ほう助および税理士法違反で、小原淳さん、須増和悦さんを税理士法違反で逮捕起訴したものです。

民商会員であったI建設がおこなった数年間で数千万円という「脱税」に対し、禰屋さんが「脱税」を手伝い、申告書を作成したというのが理由です。

小原・須増さんの裁判は最高裁まで争いましたが、有罪とされました。

しかし禰屋さんの裁判は岡山地裁で2017年3月3日に「懲役2年 執行猶予4年」の不当判決が出され、広島高裁岡山支部で2018年1月に「破棄、差し戻し」の判決が出されました。

差し戻し審では、検察は有罪立証の証拠などを提出するのに5年間半以上かかり、2023年7月から公判が始まっています。しかもいまだに検察官は証拠を提出し続けており、引き伸ばしを図って、弁護側による尋問を認めようとはしていません。裁判所も追随しています。

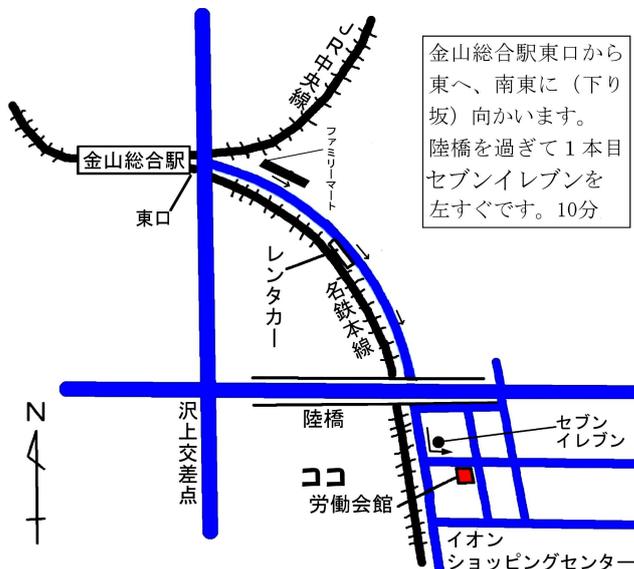
禰屋町子さんは11年を超えて被告人の立場にさらされたままです。事件勝利へお力をぜひお貸してください。

総会にぜひご参加ください。

総会には、この間もっとも検察と対峙を繰り返している原田隆弁護士においでいただき、今後の見通しなどについて、最新の状況についてお話させていただきます。次回公判は来年になる可能性が高くなっています。

来年1月には被告人とされて12年にもなろうとしている、禰屋町子さんからも決意を語っていただきます。

終了後にはお2人を囲んで懇親会。



金山総合駅東口から東へ、南東に(下り坂)向かいます。陸橋を過ぎて1本目セブンイレブンを左すぐです。10分